

# 議会改革推進会議会議録

平成29年5月19日

亀山市議会

## 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成29年5月19日(金) 午前10時33分～午前11時09分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員  
会 長 中村嘉孝  
副 会 長 森 美和子  
今岡翔平 西川憲行 高島 真  
新 秀隆 尾崎邦洋 中崎孝彦  
福沢美由紀 鈴木達夫 岡本公秀  
伊藤彦太郎 宮崎勝郎 前田耕一  
前田 稔 服部孝規 小坂直親  
櫻井清蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文  
水越いずみ 高野利人 村主健太郎
- 6 案 件 1. 請願者による請願の趣旨説明について  
2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時33分 開会

○会長（中村嘉孝君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

本日の議題は、請願者による請願の趣旨説明でございます。

最近では、議会に請願を提出したときに、付託された委員会の中で請願者が趣旨の説明をすることを認める議会がふえてきております。これまで、検討部会でその運用方法について議論し、その内容については、4月27日の議会運営委員会におきましてもご確認をいただきましたので、改めて推進会議の場で議員全員にてご確認いただきたいと思います。

それでは、事務局より内容について説明いたさせます。

村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、請願者による請願の趣旨説明制度について、お手元に配付の資料に基づき、ご説明をいたします。

制度のための要綱や申し合わせの案についてもご説明させていただきたいと思いますので、少しお時間を頂戴すると思いますが、ご容赦ください。

まず、資料1でございます。

これまでの経緯でございますが、先ほど会長からおっしゃっていただいたとおり、請願者の趣旨説明については、検討部会で議論されてまいりました。そして、実際の運用に際しては、あくまでも議会における参考人制度として実施しようとするところから、先日、議会運営委員会での確認を受けたところでございます。

ただいま、参考人制度として実施することを申し上げましたが、次の2の実施根拠をごらんください。

資料1の1を一応ちょっと参照するのですが、後ほど、請願者が請願について、委員会の会議で説明、発言できる根拠は、現行法上、明記されてございませんことから、実務上は、請願者を自治法115条の2第2項の規定に基づく参考人として会議への出席を求めて意見を聞くこととする運用が適当であるという全国市議会議長会からの回答を得ておるところでございます。また同時に、説明者が会議に出席した場合には、自治法207条に基づく、証人等の実費弁償に関する条例により、実費弁償として旅費を支給することとなります。このことから、請願者の趣旨説明の制度を整備するためには、まず会議に参考人が出席できるための制度を構築する必要があります。

参考人制度についてご説明いたしますと、資料1の1をごらんください。

こちらは、自治法における参考人制度の規定ですが、第115条の2の第2項には、議会は、会議において、参考人の出席を求めることができるという規定がございます。同様に、109条第5項では、委員会の会議にこれを準用する規定がございます。

次のページに参りまして、こちらの自治法の規定を受けて、亀山市の会議規則と委員会条例では、会議に参考人を呼ぶ場合の原則事項が規定されております。会議規則の82条では、議長から参考人に出席通知をすること。第2項では、参考人について、第79条から81条までの公聴会制度における公述人の発言権などの規定が準用されておまして、すなわち参考人についても、発言等については同様の取り扱いという形になっております。

この委員会版が委員会条例の第29条にもございまして、唯一、本会議と異なるのは、委員会が参考人の出席を求めるには議長を経なければならないということのみでございます。これが現行法上、

現在参考人制度について定められている事項でございますが、これだけでは、実際に参考人の出席を求めようとする場合の手続などが一切わかりません。

そこで、資料1、最初の資料に戻りますが、点線の枠内の下線を引いた部分でございますが、参考人招致の手続に関する要綱と、参考人招致の手続に関する申し合わせ、そして請願者の趣旨説明に特化した請願者の趣旨説明に関する申し合わせの3つの例規を亀山市議会として整備して、詳細な手続を定めようとするものでございます。

次に、資料2をごらんください。

これは、参考人制度の例規の体系をお示したのですが、先ほど申し上げました自治法と会議規則、委員会条例の下位に、今回新規制定として、①の参考人招致の手続に関する要綱において、まず参考人に出席を求める場合の委員長から議長への依頼や、参考人への通知の書式などの法や条例・規則の規定以外の基本的な事項を定めようとするものです。

そして、その隣にもありますが、②の参考人招致の手続に関する申し合わせでは、要綱に定める原則事項のほか、参考人制度の運用に関する詳細を定めようとするものです。この申し合わせでは、制度の運用実務に資するために、法や条例・規則に定めのあることも含めて、全体の流れを定めております。これら要綱については、後ほど説明させていただきます。

下の③に参りまして、請願者による請願の趣旨説明については、③の請願者の趣旨説明に関する申し合わせを整備いたしまして、参考人制度の中で、請願者による請願の趣旨説明制度について、請願者からの申し出や説明者への通知等の書式や趣旨説明の際のルールなどの基本的事項を定めるものです。

では、参考人招致の手続に関する要綱（案）についてご説明いたします。

資料2の1でございます。

この要綱では、条例・規則に定めるほか、参考人の招致に関し必要な事項を定めるものです。

第2条に参りますが、参考人の出席要請、第1項は本会議の場合でございます。出席要請書（様式第1号）により参考人に通知するということです。

第2項では、委員会で参考人を招致する場合に、議長を経る必要がございますので、委員長から議長への出席要請依頼、参考人を呼んでほしいという出席要請依頼ですけれども、そちらを議長に提出していただきまして、第3項で、議長から参考人に出席要請をするという構成になっております。

次に、第3条の参考人の賛否表明という条項がございます。こちらは、参考人が本会議では議長、委員会では委員長からの求めに応じて、案件に対する賛否を表明する必要がございます。求められた場合におきますが、これは取り上げている参考人制度としてお呼びした事案に対して、その賛否を表明していただく必要がある場合に、こういった規定を必要とするものでございます。

第4条に請願者の趣旨説明でございます。これは、参考人制度の要綱の中で、請願者の趣旨説明については、別に申し合わせで定めるということを明記する趣旨でございます。

この参考人制度の手続に関する要綱は以上でございます。

要綱の構成が簡素でございまして、少し間の手続が欠けているようにも見えますが、これは様式や参考人への義務づけなど、あくまで条例や規則に定められていない原則的な事項を補完する趣旨であることによります。

次に、資料2の2、参考人招致の手続に関する申し合わせ（案）でございます。

今、説明させていただいた要綱が条例・規則を補完するための構成となっております。実務上、使い勝手が悪いため、参考人制度の手続を流れで定めるのがこの申し合わせでございます。

第1条では、要綱に定めるほか、参考人制度の運用について必要事項を定めるとしております。

第2条で、これは当然のことでございますが、自治法等の規定に基づいて、本会議、委員会では必要に応じ参考人制度を適用できると。

第3条が具体的な手続ですが、本会議における参考人の出席を求める提案から議決までということで、本会議において参考人の出席を求めようとする議員は、事前に議長に申し出ることとします。緊急に求める必要がある場合は、この限りではございません。

第2項に参りまして、議長へのその事前の申し出があったときは、議会運営委員会を開催しまして、本会議のどこで参考人の出席を求めるかどうかを諮る時期を協議していただきます。

第3項ですが、本会議における参考人の出席を求める提案は、議長発議によることといたします。

次に第4項、本会議において参考人の出席を求める議決が得られたときは、議会運営委員会を開催しまして、実際に参考人から説明を受ける日時や参考人に対する質疑の方法等について協議をいたします。その議会運営委員会を終えた後に、本会議において参考人の出席を求める議決があった状態でございますが、議長は参考人に、日時、場所及び意見を聞こうとする案件等を通知するということとなります。通知を受けた者は、会議の出席の諾否について議会事務局に連絡をすることとなります。

次に、第4条でございますが、こちらは委員会での参考人の出席を求める提案から決定までの手続でございます。委員会において、参考人の出席を求めようとする場合は、委員間の協議を行っていただきまして、委員長の発議によって出席を求めることを委員会に諮って、それ決定していただきます。

第2項でございますが、委員会で参考人の出席を求める旨の決定があったときは、委員長が委員会で説明を受ける日時や方法について協議をしていただきます。

次のページに参りまして、第3項でございますが、委員会で参考人の出席を求める決定があったときは、先ほど申し上げましたとおり、委員長は出席要請を議長に依頼しまして、それから議長から参考人に出席要請をしていただくという構成でございます。当然、通知を受けた方は、会議の出席の諾否について事務局に連絡をいただきます。

次に、第5条でございますが、ここで請願者の趣旨説明の取り扱いを定めております。これは、参考人制度の中で、請願者の趣旨説明を取り扱おうとしますので、あくまでも参考人の制度がそのままこの請願者の趣旨説明に沿うように、第5条で第4条の委員会での参考人を呼ぶ場合の規定を読みかえて、なじませるための規定でございます。

次に、第6条、参考人の発言、質疑等でございますが、こちらは、先ほどご説明しました会議規則や委員会条例に定められている参考人の発言権等をそのまま書いてございます。

最後に第7条、参考人に対する実費弁償でございますが、参考人として会議に出席した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給するというを確認的に規定してございます。

この申し合わせが1つ参考人制度の流れを示したものでございます。

最後に、この参考人制度の一形態としての請願者の趣旨説明の制度についてご説明いたします。

資料1では、3の制度概要の部分になりますが、これを図にしたものが資料3の請願者の趣旨説明制度の運用(案)となっておりますので、こちらでもってご説明をいたします。

図表となっておりますが、まず現在、請願書の提出期限は議案質疑までとしておりますが、議案質

疑の直前まで可能なようにも解釈できてしまいますので、ここでは、議案質疑の前日までと考えたいと思います。

請願書が提出された際には、事務局からまず請願者に趣旨説明の意向を確認させていただきます。相手方から説明をしたいという意向がある場合は、請願の趣旨説明の申し出を提出いただきまして、請願が付託される予定の委員会の日時を事務局からお伝えさせていただきます。

次に、議案質疑終了後に、議場で請願文書表が配付されまして、請願の委員会付託が行われますが、その後に請願の趣旨説明の申し出がある場合は、議長から、その請願の付託先の委員会の委員長に、その申し出が可能かどうかを委員会で諮っていただくよう求めています。

趣旨説明をしたいという意向がある請願の付託の委員会は、速やかに委員会を開催していただきまして、例えば議案質疑終了後や一般質問の2日間と予備日がある場合がありますが、本会議終了後にも委員会を開催していただきまして、その趣旨説明の申し出を受けるかどうかを決定していただきます。

また一方で、その隣の四角の部分ですが、委員会から趣旨説明を求める場合もございます。これは、趣旨説明の申し出が相手方からない場合でも、請願について、請願者から直接説明を受ける必要があるとする場合は、委員長の呼びかけで委員会を開催していただきまして、請願者の趣旨説明を求めるかどうかを決定することもできます。

そちらの矢印の下ですが、その結果、委員会として趣旨説明を受けるということを決定すれば、委員長から議長に出席要請依頼をしていただきまして、議長名で相手方に出席要請通知を行うこととします。

そして、最後の③の委員会開催日ですが、現在、請願の審査は議案質疑の後に行っておるところでございますが、請願者の趣旨説明がある場合は、説明に来ていただく時間のめどがつくよう、委員会の最初に請願審査をすることとしまして、審査の冒頭で代表者1人から5分以内で趣旨説明をしていただくこととします。その説明後、委員からの請願者に対する質疑の後、採択、不採択の決定をしていただきまして、請願審査を終了します。

以上が、請願者による請願の趣旨説明の流れでございますが、これを例規として定めるのが請願者の趣旨説明に関する申し合わせでございます。

資料4をごらんください。

③の委員会における請願者の趣旨説明に関する申し合わせでございますが、第1条では、先ほどの参考人要綱の第4条に基づいて、この申し合わせで請願者の趣旨説明について必要事項を定めることとします。

第2条では、委員会における趣旨説明とは、請願者みずからが請願の付託先の委員会で請願の趣旨説明を行うことを指します。

第3条で、趣旨説明を行うことができる者は、委員会が申し出を認めた者か、委員会から必要があるとして趣旨説明を求めた者のいずれかといたします。

第4条でございますが、趣旨説明の申し出でございます。一番最初の項では、趣旨説明を希望する者は、申し出により議長に申し出なければならないこととします。

第2項で、議会事務局は、請願の提出時に、提出者に請願の趣旨説明の意向確認をするものいたします。

第3項では、請願者から申し出があったときは、その申し出の可否について委員会で諮るよう、議長から委員長に求めていただくこととします。

第4項で、議長からの求めに応じて、委員長は、委員会で申し出の可否について諮っていただくことといたします。

次に、第5条、出席要請でございます。請願の趣旨説明を行うと決定した場合は、議長に請願者の出席要請依頼を委員長からしていただき、議長から相手方に通知いたします。

次のページに行きまして、第6条、趣旨説明でございます。

第1項、趣旨説明のため、委員会に出席できるのは代表者1人とします。

第2項で、趣旨説明の範囲は、請願の趣旨の説明と補足説明までといたしまして、委員会の冒頭で5分以内で行っていただきます。

第3項では、説明者の発言は委員長の許可が必要でございます。

第4項、委員から説明者に質疑はできますが、第5項、説明者から委員に質疑はできません。

また、第6項で、説明者は資料等の配付はできません。

これらが参考人制度、請願者の趣旨説明に関する制度の概要全体の説明でございます。

なお、検討課題カルテの課題といたしましては、公聴会制度及び参考人制度についてと、請願者の説明機会についてという課題設定がされております。

ただいまご説明させていただいた参考人制度と請願者の趣旨説明について、本日、皆様にお認めいただけましたならば、検討課題の公聴会制度を切り離して、別に検討課題として決定させていただいて、参考人制度と請願者の趣旨説明機会については完了として取り扱わせていただきたいと思います。と存じます。

説明は以上です。

○会長（中村嘉孝君） 以上で説明が終わりました。

このことにつきまして、確認等がございましたら順次発言をお願いいたします。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 今回の資料の第6条の趣旨説明のため、委員会に出席できる説明者は、代表者1人とするということですので、代表者というのは、この請願を出された名前が出ている代表者に限るのか、説明をするのは、その団体の中から1人代表を出すという意味の代表者なのかどちらかをお聞かせください。

○会長（中村嘉孝君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） こちらの代表者につきましては、請願を提出されたご本人であるか否かを定めてはおりません。例えば団体の場合もございまして、説明者として、相手方が選ばれた方がお一人であればよとする規定でございますので、そこまでは解釈づけはしておりません。

○会長（中村嘉孝君） よろしいですか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 委員会での請願者に対する参考人招致は理解できるんですけども、基本的に請願の場合は、紹介議員という形であるわな。そうすると、その紹介議員はどういうふうな立ち位置になるのか、それが1点。

○会長（中村嘉孝君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） 議員おっしゃいますように、委員会にも紹介議員を会議に出席さ

せることができる規定がございます。請願の趣旨説明に関しまして、まず第一義的には紹介議員からの説明を受けるということが原則になるかと思われま。この制度につきましては、請願者自身が申し出を試みえた場合に、その願意を伺うために、委員会として、その方の説明を求めるかどうかを判断するものでございますので、委員会としてその必要はない、出席議員、ないしはもう請願文書で願意は理解できると判断すれば、それは請願者の申し出は必要ないと判断いただければよろしいかと存じます。

紹介議員の制度につきましては、基本的には、例えば請願者から申し出がないけれども、委員会として請願について請願者の説明を受けたいという判断より以前に、まず紹介議員からの説明を受けようかと判断をする場合は、それが優先されると思います。以上です。

○会長（中村嘉孝君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） ちょっとわかったような、わからんような。もうちょっと詳しく。

○会長（中村嘉孝君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 仮に、請願者から説明の場を設けてほしいという申し出がありましても、委員会の中で、これについてはもう文書でわかるから必要ないと、もしくは紹介議員の方から説明を受ければもう十分ではないかというご判断があれば、もう委員会の中で参考人の方に来ていただくのを否決していただければ、紹介議員から説明を受けるということもあろうかと思ひます。

○会長（中村嘉孝君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 委員会はそれで行くと。本会議での参考人招致というのは、どういうふうな意味やな。例えば、どんな事案ということ想定してあるのか。例えば、参考人招致で、本会議で議決が要ると、議決は2分の1なのか、3分の2なのか、それもわからんし、議長発議によってということ、当然議長が採決をとるわけやわな。そうすると、2分の1、過半数が必要だということになると思ひけれども、基本的に、本会議の請願に対する参考人招致ということは、委員会付託するのやで、委員会がなおざりにならへんのかなというふうに思ひんやけど、そこら辺はどう考へておるのか。

○会長（中村嘉孝君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 長々と参考人制度を説明したのは、今回の請願者の趣旨説明という制度を参考人制度の中に位置づけるという意味で、参考人制度を長々と説明させてもらった。その参考人制度の中には、本会議のものもあれば、委員会のものもある。そうやけど、今回は、請願の趣旨説明に関しては、本会議でやることはありませんので、これはあくまでも委員会だけの話です。ただし、大もとのところが参考人制度なんで、参考人制度というのは、こういう制度ですよということ、本会議、委員会についても全部触れて説明をする必要があったので説明をさせていただいたというふうに理解いただいたら。だから、あくまでも、委員会の中での参考人制度として、請願者の説明機会を位置づけるということだけが今回の説明内容というふうに理解いただいたらいいかと思ひます。

○会長（中村嘉孝君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） だけど、基本的に、各会派からそれぞれ委員会に出てもらっておるわな。そうすると、仮に本会議でこのことをやる時は、その担当委員会以外の議員が質問が可なんか、そこら辺のすみ分け。そうすると、委員会審査に影響が出てきへんかなと思ひておるんやけど、それはどうやろう、本会議でやると、参考人のことを。

○会長（中村嘉孝君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 請願者のこの問題に関して、本会議というのは全く今までどおりです。何も変わりありません。委員会で請願者の説明機会を保障しようというのが今回のいわゆる改正であって、だから委員会にかかわる問題だけなんです、今回は。だから、本会議は今までどおり全く、提案も、それから採決も今までと変わりません。

○会長（中村嘉孝君） ほかにございますか。

伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） ちょっと議運のほうでもいろいろ説明もいただいたんですけども、今、申し合わせを見てちょっと思ったのが、一応、現行制度の中で、請願の趣旨説明をしてもらうというような感じではあるんで、それはわかるんですけども、もし一応趣旨説明をしたいという、向こうさんの申し出で一応委員会で議決はするわけではありますけど、委員会としてお願いする形ではあるんですけども、たしかこれは強制力がないとかですもんで、百条と違って。向こうさんがやる意思はありますというふうに言ったものの、そのときになって、やむを得ん事情で都合が悪くなったりしてというふうなこともあるとは思うんですよね。そのだめだった場合にちょっと混乱する可能性があるのかなあと思いましたので、いざそのときになったら。滅多にないこととは思うんですけども、それは自治法上の参考人制度の中に、当然、参考人で出てくださいと、その日に出席、やっぱり出られませんでした、済みませんとなったときの規定みたいなものがあるのかなあと。その辺をちょっと混乱するかなというので、ちょっと確認だけしておきたいなと思います。

○会長（中村嘉孝君） 最初は内諾したけど、当日になってもういやと、そういう場合ですね。

伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） 本来は、あくまでも委員会がお願いしてというような形であって、向こうの意向を1回聞いてという手続を踏んでおるもんで、ちょっとその辺で混乱する可能性があるかなと思ひまして、その点だけ。

○会長（中村嘉孝君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） これは、請願者がぜひこれは請願を採択してほしいという意味で、議員の皆さんに十分理解をしてほしいという方も見えるわけです。そのためには、やっぱり説明をさせてほしいという請願者の気持ちを制度で酌むというのか、そういうことを受けて、委員会としてそれを聞こうやないかということなら、それは聞きますよ。それから、委員会として、それはもう聞かんでもよろしいよというんやったら、委員会がノーにするということですね、まず。

それから、言われたような例の場合は、基本的に請願者本人がぜひ説明したいということであつてきておる制度なんで、もし請願者のほうが都合が悪ければ、それは従来どおりの形で審査するしかないというふうに理解していいんじゃないかなというふうに思います。

○会長（中村嘉孝君） 伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） もともとの制度としては、請願者がその日、本当に都合が悪くなってしまった場合だったら、日をかえてでもそれを聞かなあかんはずだと思うんですわ、あくまでも委員会審査に必要であるというんだったら。という意味では、その日があかんだったらもういいんやわというふうにはならんと思うもんで、それは当然、自治法上にその規定はあるはずだと思うんで、その辺が申し合わせに反映されていないので、その辺はどうなのかなと思ったもんで。だから、その辺の法の趣旨との整合性がちょっと僕は気になるなと思ひましたものですから、その点だけちょっとということ

す。

○会長（中村嘉孝君） 村主さん。

○議会事務局員（村主健太郎君） ちょっと実例としては、まず前提として、参考人に拒否権はあるのはあります。それで、参考人が仕事で忙しいとき等に出席を拒否できるかどうかということは、議会としては参考人の出席を強制することができませんので、前提としてです。なので、請願者が願いの成就のために自分が申し出た場合であっても、参考人とした場合には、参考人は正当な理由があれば出席を拒否できますので、議会としてのその日の議事は少し予定とは変わってはきますが、それをもって絶対来てもらわなければならないということにはならないかと。以上です。

○会長（中村嘉孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 今回は、請願に関する参考人招致の手続に関する要綱（案）やけれども、私は、平成五、六年に農業委員会の決定事項によって、農業委員長に本会議に出席してもらったことがあるのやわ、参考人で。これは、それとはまた別のものやろうなあ。これは全て請願だけに特化しておる形やけれども、本会議に参考人招致する案件というのは、これは別のものやろうね。

○会長（中村嘉孝君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今回、あくまで委員会にまず請願者の説明を求める場合のことを決めようとしたときに、市民の方が委員会で発言をするには、参考人制度を活用するしか方法がないということ全国議長会から助言を受けました。ですので、それにはまず参考人制度についての例規を整備する必要があると。一応、会議規則や委員会条例ではできることはうたってあるんですが、いざそのことが起こった場合に、どういうふうに参考人を招致していく流れが全く亀山市議会には経験がございませんので、その辺をマニュアルとしてきちっと整理しようということで、この参考人招致の手続に関する要綱、それから参考人の申し合わせについては、本会議、委員会、全て、いかなることでもこれに準じて今後やっていくということになります。

請願者に特化したのは、請願者の関係のもう一つ申し合わせ、これが請願者に特化した部分でございまして、それ以外の参考人招致の関係は、今後もしこういったことが本会議でございましたら、この要綱と申し合わせを準用していくというふうなことでご理解をいただければと思います。

○会長（中村嘉孝君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） ということは、請願者以外の一つの事案に対しての議会から参考人招致はもうずっと可能やということやな。このまま従来どおりということやな。

○会長（中村嘉孝君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 従来というか、今まではこういった要綱とかがなかったので、会議規則と委員会条例にできますという規定があっただけで、いざそれをやっていくには、やはり流れをきちっとマニュアル化しておく必要があるということで、今回、参考人招致に関する要綱と申し合わせをまず整備を一つして、それに特化して、請願者の説明機会の申し合わせも1つつくったということでございますので、もし今後、本会議で参考人を呼ぶという場合は、今回提案させていただいておる要綱と申し合わせを参考に、会議のほうを進めていくということになろうかと思います。

○会長（中村嘉孝君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君）　ということは、私は農業委員会の委員長を呼んだんやけど、それも可能やということやな、これからも。農業委員会の決定事項に対して不備があるんじゃないかという意味合いで、農業委員会の委員長を本会議で問い詰めたことがあるのやわ、私。これは可能やな。

○会長（中村嘉孝君）　渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　その辺は、議会の中で、議論する内容かどうかということも当然考えた上でのことになってこようかと思しますので、私も今、この場で農業委員会の決定事項のことに關してがこの本会議で議論することなのかどうかということは、ちょっと私もここでは返答できませんが、内容によろうかとは思いますが。

○会長（中村嘉孝君）　櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君）　議会の議決案件やったんさ。農業委員会の決定事項に伴う議決案件やったんやわ。議決するに当たって、農業委員会の協議内容をもう少し明らかにしたいという意味合いで、農業委員会の委員長を呼んだんやわ。そういうようなことで、これはちょっとまた入れておいてください。お願いします。

○会長（中村嘉孝君）　小坂議員。

○議員（小坂直親君）　基本的に、本会議で行う場合の会議規則の変更とか、それから委員会条例の変更はないということで、今までの規則と条例の範囲内での運用申し合わせであるということでもいいんやな。普通は、大体、委員会付託になっておるんで、本会議ですということはまずあり得んわけやで、ただ一つ聞いてほしいのは、採択、不採択なんやけど、趣旨採択というのがいいのか悪いのか、一遍その辺の判断を。非常に迷うところは、採択と不採択はいいんやけど、趣旨採択という非常に曖昧な、いい加減な採択をこの間もしたんやけど、それについては。まあいいわ。よろしい。

○会長（中村嘉孝君）　渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　先ほど、よく趣旨採択とか、あと本を読んでいますと、一部採択とか、そういった非常に曖昧な採択の例もあるのはあるんですけども、多分、解説書を読むと、そういったことは余り好ましくはないということだとは思いますが。

○会長（中村嘉孝君）　それでは、この請願者による請願の趣旨説明の制度につきましては、ただいまの説明のとおりで、6月定例会から、ちょっと早いんですけど、運用させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（中村嘉孝君）　じゃあそのようにさせていただきます。

それでは、その他の項でございます。

（発言する者なし）

○会長（中村嘉孝君）　なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。

午前11時09分　閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 5 月 19 日

会長 中 村 嘉 孝